

本誓寺規約（現）

1. 維持会規約
2. 維持会役員名簿
3. 墓地管理規程
4. 慶弔規程
5. 婦人会会則
6. 宗教法人、規則（抜粹）
7. 総代会規約（私案）

本誓寺維持会規約

第 1 章 総 則

第 1 条 この規約は宗教法人本誓寺規則第 4 条の規定に基き、「本誓寺維持会」の組織及び運営について定める。

第 2 章 名称及び事務所

第 2 条 この会は本誓寺維持会と称し、事務所を盛岡本誓寺内に置く。

第 3 章 目的及び事業

第 3 条 この会は本誓寺（以下本寺という）と檀家との親和協力と緊密化に努め、本寺の維持興隆を図り、もって宗門の宣揚を期すると共に、本寺の助成を行うことを目的とする。

第 4 条 この会は前条の目的を達するため、次の事業を行う。

- (1) 本寺の施設の整備及び拡充に要する費用、並びに運営に要する経費の援助助成
- (2) 真宗大谷派本山の依頼金等に関する一切の代行業務
- (3) 教化、聞法発展のための各種行事の開催
- (4) その他、目的達成に必要な事業

第 4 章 会 員

第 5 条 この会は本寺の檀信徒及び篤志家をもって会員とし組織する。

2. 会員は毎年所定の会費を納めなければならない。
3. 会費の額は総会において定める。

第 5 章 主 事

第 6 条 この会の運営事務を行うため、主事 1 名を置き、役員会の承認を得て、会長が任命する。

2. 主事はこの会の運営に参画し、会長の指揮を受けて、会を掌理する。
3. 主事の任期は 3 年とし、再任を妨げない。

第 6 章 役 員

第 7 条 この会に次の役員を置き、それぞれの任務の遂行に充てる。

- (1) 会 長（1 名）……この会を代表し会務を統理し、住職の諮問に応え、意見を具申する。
 - (2) 副会長（3 名）……会長を補佐し会長事故あるときは、その職務を代理する。
 - (3) 理 事（若干名）……会の運営に参画し会務を遂行する。
 - (4) 監 事（3 名）……会の会計を監査する。
2. 役員は総会において選出する。
 3. 会長、副会長は理事の互選とする。
 4. 役員任期は 3 年とする。但し再任を妨げない。

5. 補欠の役員の任期は前任者の残任期間とする。

第8条 この会に顧問、相談役を置くことができる。

2. 顧問、相談役は役員会で推薦する。

第9条 役員及び主事並びに連絡員に対する慶弔規定は別に定める。

第7章 連絡員

第10条 この会の運営に協力するために、連絡員若干名を置き、会員の中から会長が委嘱する

2. 連絡員は会員の情報を掌握し、会費の集納に当り、且つ会の運営全般に亘り、意見を述べるものとする。

第8章 会議

第11条 総会は年1回開催し次の事項を審議するほか、必要に応じ臨時に開催することができる。

- (1) 過年度の事業及び決算について
- (2) 当該年度の事業計画及び予算について
- (3) 役員の選任について
- (4) 会費について
- (5) この規定の改廃について
- (6) その他、重要な事項について

2 総会の議決は出席会員の過半数をもって決する。

第12条 役員会は会務の遂行に必要な事項を審議し、会の運営にあたる。

2 緊急を要する問題で総会開催が不能の場合は、役員会で議決遂行し、直近の総会に報告し承認を受けるものとする。

第13条 会議の招集は会長がこれを行う。

第9章 会計

第14条 この会の会計は次のものをもって充てる。

- (1) 会員の納入する会費
- (2) 寄附金
- (3) その他の収入

第15条 この会の会計年度は毎年10月1日に始まり、翌年9月30日に終る。

第10章 その他の機関

第16条 本会の維持に資するため、「本誓寺婦人会」及び「本誓寺青年部」を置き、その組織並びに運営等については別に定める。

(附 則)

1. この規約は昭和25年4月1日、制定施行する。
2. 前条を廃止し昭和58年11月20日から改定施行する。
3. 前条を廃止し平成4年11月8日から改定施行する。

本誓寺墓地管理規定

(趣 旨)

第1条 この規定は本誓寺墓地（以下「本墓地」という）の管理使用に関する事項を定めるものとする。

(使 用 者)

第2条 本墓地は本誓寺の檀信徒、これを使用する。

2 本墓地使用者は管理者に於て必要と認めた場合、管理者の定める志納金（維持会々員に在っては会費と読み替えるものとする）を納めるものとする。

3 本墓地をあらたに使用せんとする者は定められた本尊志納金を納め、本寺院の檀信徒となるものとする。

(管 理 者)

第3条 本墓地は本誓寺住職、これを管理する。

(譲 渡 禁 止)

第4条 本墓地の使用者はその使用権を相続者以外の第三者に譲渡することが出来ない。

但し、管理者に於て、止むを得ない事情と認めた時はこの限りでない。

(資 格 喪 失)

第5条 墓地使用者が他の宗派に転じ、又は他の地域に移転等のため本寺檀信徒たり得なくなった場合は、墓地を他へ改葬し跡地を寺へ返還引渡すものとする。

但し、管理者に於て止むを得ない事情ありと認めた場合は既に埋葬してあるものは、かつて檀信徒であった関係から、そのままとし、その遺族は正規の志納金を支払い、且つ以後、新に埋葬することは出来ない。

(使用権取消)

第6条 志納金を3年以上納めない場合は無縁と見做しその後2年を経過しても何等意思表示がなく、かつ檀信徒としての責任を果さなかった場合は、役員会の承認を得てその墓地の使用権を取り消し、除檀の手續をとることが出来る。

(他寺信徒)

第7条 本誓寺以外の檀信徒で従来より本墓地を使用している者は、本誓寺檀信徒に準ずる。
但し、この場合も毎年正規の志納金を納めなければならない。

(遺骨保管)

第8条 本寺院の檀信徒で事情により遺骨を埋葬することの出来ない場合は、本寺院に一時遺骨の管理を委託することが出来る。

2 遺骨の委託期間は3年を越えることが出来ない。期間を経てなお、埋葬しない場合は管理者に於て、その墓地に納骨し、又適当に処理するものとする。

(関係条例)

第9条 本墓地の使用については、岩手県墓地埋葬取締条例のほか、本墓地管理規定により処理するものとする。

(規定の改廃)

第10条 本墓地管理規定の改廃は総会の承認を得て行うものとする。

(附 則)

この規定は昭和50年1月1日より施行する。

前 池野会長 睦代